

公益社団法人 日本生物工学会

授賞規程

公益社団法人日本生物工学会定款第4条にもとづき、授賞に関して次のように定める。

第1条 本会は、生物工学の分野において高度に、顕著な業績をあげた本会会員に対し、生物工学賞を授与することができる。

2 生物工学賞の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第2条 本会は、生物工学に関する学術、技術の研究に顕著な功績のあった本会会員に対し、生物工学功績賞を授与することができる。

2 生物工学功績賞の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第3条 本会は、本会の事業推進に顕著な功労のあった本会会員に対し、生物工学功労賞を授与することができる。

2 生物工学功労賞の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第4条 本会は、醸造（清酒など）に関する学理および技術の進歩、発展、拡張に寄与した本会会員に対し、生物工学奨励賞（江田賞）を授与することができる。

2 その業績は主として本会学会誌に発表されたものとする。

3 生物工学奨励賞（江田賞）の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第5条 本会は、生物工学分野の基礎学の進歩に寄与した本会会員に対し、生物工学奨励賞（斎藤賞）を授与することができる。

2 その業績は主として本会学会誌に発表されたものとする。

3 生物工学奨励賞（斎藤賞）の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第6条 本会は、生物化学工学の進歩に寄与した本会会員に対し、生物工学奨励賞（照井賞）を授与することができる。

2 その業績は主として本会学会誌に発表されたものとする。

3 生物工学奨励賞（照井賞）の受賞者には、賞状、賞牌を授与する。

第7条 本会は、生物工学に関連する工業の技術開発に顕著に貢献した本会会員に対し、生物工学技術賞を授与することができる。

2 生物工学技術賞の受賞者には賞状、賞牌を授与する。

第8条 本会は、生物工学分野で活躍する本会会員に対し、生物工学若手賞を授与することができる。

2 生物工学若手賞の受賞者には賞状を授与する。

第9条 本会は、生物工学の進歩に寄与した論文に対し、生物工学論文賞を授与することができる。

2 その業績は、前年に発行された学会誌（生物工学会誌または Journal of Bioscience and Bioengineering）の原報文（Regular paper）として発表されたものとする。

- 3 生物工学論文賞の受賞者には賞状を授与する。

第10条 本会は生物工学分野の研究で顕著な業績をあげたアジアの若手研究者に対し、生物工学アジア若手賞を授与することができる。

- 2 受賞候補者は、授賞年1月1日において45歳以下の、日本以外のアジアの研究機関に所属する者とする。
- 3 生物工学アジア若手賞の受賞者には賞状、賞牌を授与し、授賞式に出席するための旅費等を支給する。

第11条 本会は、微生物に関連する生物工学の分野で、近い将来に顕著な業績をあげることが期待されるアジアの若手研究者に対し、生物工学アジア若手研究奨励賞を授与することができる。

- 2 受賞候補者は、授賞年1月1日において35歳以下の、日本以外のアジアの研究機関に所属する日本国籍を有しない者とする。
- 3 生物工学アジア若手研究奨励賞の受賞者には、賞状および研究助成金を授与する。

第12条 本会は、生物工学の分野で将来活躍することが期待される優秀な大学院生に対し、生物工学学生優秀賞を授与することができる。

- 2 受賞候補者は、授賞年度において日本の大学の大学院博士後期課程(あるいは同等の課程)に進学(予定)の学生会員とする。
- 3 生物工学学生優秀賞の受賞者には、賞状を授与する。

第13条 生物工学賞、生物工学功績賞、生物工学功労賞、生物工学奨励賞(江田賞、斎藤賞、照井賞)、生物工学技術賞、生物工学若手賞、生物工学論文賞、生物工学アジア若手賞、生物工学アジア若手研究奨励賞および生物工学学生優秀賞の受賞候補者を選考するため、会長は理事会の議を経て受賞候補者選考委員会を委嘱する。各受賞候補者選考委員会は、各受賞候補者選考委員により構成する。

- 2 各受賞候補者選考委員会は、授賞規程に従って、受賞候補者の選考を行なう。
- 3 生物工学奨励賞(江田賞、斎藤賞、照井賞)の各受賞候補者選考委員の定員は15名以内とし、生物工学賞、生物工学功績賞、生物工学功労賞、生物工学技術賞、生物工学若手賞、生物工学アジア若手賞、および生物工学アジア若手研究奨励賞の受賞候補者選考委員の定員は32名以内とする。
- 4 生物工学論文賞受賞候補者選考委員会は、理事、編集委員による第一次選考委員会、理事会の定める第二次選考委員会により構成する。
- 5 生物工学学生優秀賞受賞候補者選考委員会は、各支部の定める第一次選考委員会、理事会の定める第二次選考委員会より構成する。

第14条 正会員は、生物工学賞、生物工学功績賞、生物工学功労賞、生物工学奨励賞(江田賞、斎藤賞、照井賞)、生物工学技術賞、生物工学若手賞、生物工学論文賞、生物工学アジア若手賞、生物工学アジア若手研究奨励賞および生物工学学生優秀賞の各賞受賞候補者を、所定の書式に

より各受賞候補者選考委員会に推薦することができる。

第 15 条 各受賞候補者選考委員会は、推薦された候補者を対象に受賞者を選考する。この際、選考に関する事項を、本規定に定める他は別に内規で定めることができる。

第 16 条 各受賞候補者選考委員会は各賞受賞候補者に対し、受賞候補者調書の提出を求めることができる。

第 17 条 各賞受賞候補者は、当該の賞に関する受賞候補者の選考に関与することができない。ただし、生物学論文賞選考に関してはこの限りではない。

第 18 条 生物学論文賞の第一次選考は、第一次選考委員の投票によるものとする。第二次選考委員会は第一次選考の結果を極力尊重し、受賞候補者を選出する。

第 19 条 生物学学生優秀賞の第一次選考は各支部からの推薦によるものとし、第二次選考委員会は第一次選考の結果を極力尊重し、受賞候補者を選出する。

第 20 条 各受賞候補者選考委員会は、各賞受賞候補者の選考結果を、選考経過および理由書を添えて、会長に報告しなければならない。

第 21 条 会長は、前条の報告を理事会に提出し、その承認を得て各賞受賞者を決定する。

第 22 条 生物学賞、生物学功績賞、生物学功労賞、生物学奨励賞（江田賞、斎藤賞、照井賞）および生物学若手賞に係わる費用は生物工学会基金積立金から、生物学技術賞に係わる費用は技術賞基金積立金から、生物学論文賞に係わる費用は強化活動基金から、生物学アジア若手賞に係わる費用は吉田敏臣記念基金から、生物学アジア若手研究奨励賞に係わる費用は Edgar J. DaSilva 記念基金から、また生物学学生優秀賞に係わる費用は学生優秀賞基金から、それぞれ支出する。

2 これら授賞に要する費用は、理事会の議を経て支出するものとする。

第 23 条 本規程の改廃は、理事会の議をもって行う。

2013(平成 25)年 5 月 25 日改訂

2017(平成 29)年 9 月 12 日改訂

2021(令和 3)年 4 月 30 日改訂

2022(令和 4)年 1 月 28 日改訂

2024(令和 6)年 9 月 8 日改訂